

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 3 月 15 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 35 分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 神谷利盛、 4 番 浅岡保夫、 5 番 長谷川広昌、
6 番 黒川美克、 9 番 杉浦辰夫、 10 番 杉浦敏和、
13 番 北川広人、 15 番 小嶋克文、
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1 番 杉浦康憲、 3 番 柳沢英希、 7 番 柴田耕一、
11 番 神谷直子、 12 番 内藤とし子、 14 番 鈴木勝彦、
16 番 小野田由紀子、 市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、
市民総合窓口センター長、市民窓口 G L、市民生活 G L、税務 G L、
市民窓口 G 主幹
都市政策部長、都市整備 G L、都市防災 G L、企業支援 G L、
上下水道 G L、地域産業 G L、
会計管理者、監査 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について
- (2) 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- (3) 議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第5号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- (6) 議案第6号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について
- (7) 陳情第2号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情
- (8) 陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情
- (9) 陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承をお願いします。ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案6件、陳情3件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（1）議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（15） おはようございます。この前の資料もいただきましたけども、今回の改正の目的が公平性、利便性の向上であるとありますけども、この今回の改正の背景といいますか、またどのように今まで不都合があったのか。2点目として現行制度において、本市においては今まで異議申立て、または審査請求があったのか。もしあれば、具体的にどのようなものがあったのか。それからこれも資料請求ありますけども資料には、高浜市は行政不服審査会を設置するとわざわざこれ書いてありますけども、この設置というのは、これは自治体の判断によるものか、まず3点お願いいたします。

答（行政） まず、1点目のこの背景でございませうけれども、行政不服審査法につきましては昭和37年の制定以来50年間、抜本的な法改正が行われていなかったということでございます。この間、国民の権利意識も変化をしまして、行政手続法の制定や、行政事件訴訟法の抜本的な改正など、制度を取り巻く環境は大きく変化しているということから、審理の公正性の確保など、

時代に即した制度の見直しが喫緊の課題となっていたというところで、この行政不服審査法の見直しが行われたというところでございます。それと2点目でございますけれども、これまでに不服申立てがあったかということでございませぬけれども、私どもで把握している限りではその事例はございません。それから3点目。審査会、これは市で判断をさせていただいて、行政不服審査会を設置をさせていただくということで、選択肢としては委託するという選択もありますし、事例に応じてですね。それとまた、広域的な部分でそういったところに委託ということもありますけれども、私どもでは今回、行政不服審査会を設置させていただこうということの判断で、今回の条例を上程させていただいたというところでございます。

問（15） 今はこれ一応、委託もあるという、審査会の設置が委託もあるというのがありましたけれども、近隣市におきましてはほぼ、やっぱりこの設置はされているのか、ちょっとそれもお尋ねいたします。

答（行政） 近隣市も同様に、この審査会は、設置しておるというような状況でございます。

問（15） この条文の第2条に、審査会は委員5人以内をもって組織する。3条には識見を有する者のうちからとありますけれども、この識見を有する者は、具体的にはどういう方が要するになるのかもお願いいたします。それから、審査会においては、これは、議事録は作成するのか。さらにまた、もしその申立人といいますか、なる方がその議事録を例えば請求、見せてくださいというのは、請求もできるものなのか、ちょっとこれもまた、お願いいたします。

答（行政） まず、識見を有する方ということで今、私どもがこの行政不服審査会の委員さんに予定をさせていただいておりますメンバーが、現在その情報公開審査会というのがあるんですけども、そちらの方でお願いをしようと考えてございます。その中で、識見という点でございますと、今の情報公開審査会の委員になってみえる方の中には弁護士の方、また、税理士さん、あと、県の職員のOBの方、また、労働団体の役員とか、ボランティアの団体の方、という形でお見えになりますので、そういった方たちをお願いしようと思っております。それと議事録ですけども、当然こちらは、議事録は作成をするということでございます。あと、その公開の求めということにつきましては、こちら

の審査会で審議をさせていただく中で、決めていく形になるのかなと思っております。

委員長 ほかに。

問（２） では質問させていただきます。似たような形になりますけど、今回第三者機関として審査会を設置するわけですけど、審査会は基本的に、どのようなことを行う機関であるのかを、御説明ください。

答（行政） 審査会につきましては、行政処分を行った市長などから、諮問を受けまして調査、審議を行う、独立した中立の第三者機関でございます。審査会では、主に審理員が行った審理手続の適正性や、行政処分を行った市長の法令解釈を含めた、判断の妥当性をチェックするといった役割を担ってございまして、その結果につきまして答申を行う機関でございます。この審査会の設置につきましては、行政不服審査法第 81 条の規定によりまして、執行機関の附属機関として設置される機関であるということでございますので、よろしく願いいたします。

問（２） どうもありがとうございます。もう 1 点。審査会の委員の構成や人材確保をどうされるのか。また、事務局は総務部とのことですが、どのような理由で総務部とされたのかお聞かせください。

答（行政） 先ほどの答弁とちょっと重なってしまいますけれども、審査会につきましては、諮問・答申の手続により裁決をチェックするということから、公正性、客観性を担保することにあることから、審査会の委員の方には、高い職業倫理に立ちまして、かつ、関係法令などの解釈を踏まえて、処分の違法性、不当性を判断する実務能力が求められてございます。こういったことで本市では、情報公開、個人情報保護の第三者機関の委員の兼務による委嘱といったものを考えてございまして、先ほど申し上げましたように、この委員につきましては弁護士、税理士、県職OB、労働団体役員やボランティア団体の方など、各分野で見識を有する方々で構成されております、この情報公開審査会の兼務という形で行っていかうと考えてございます。また、事務局を総務部に設置するといったしましたことにつきましては、裁決の公正性、それから客観性を担保するための組織であるということから、その事務局も処分に関与する可能性の少ない法務、訴訟関係部署に置くことが妥当ではないかということで、そうい

ったことから総務部で、事務局を担当することとさせていただいたものでございます。

委員長 ほかに。

問（15） すみません、もう1点申し忘れましたけれども、今回、現行は異議申立てまたは審査請求となりますと、今回で審査請求に一元化されておりますけれども、まずこの一元化された理由と、それからちょっと、言葉として異議申立てと、それから審査請求のこれ、違いをちょっと教えてください。

答（行政 主幹） 異議申立てと審査請求を一元化した理由ということでございますけれども、不服申立てをされる方が異議申立てと審査請求、2種類の言葉があるとわかりにくいと。でも、一般的に異議申立てというのは、処分庁に上級の処分庁がない場合、例えばの例で言いますと、情報公開は市が行う処分ですので、市の行ったことについては異議申立てという形で市長に不服申立てをします。一方で、例えば介護保険要介護度の認定、これは市で一時的にするわけですが、市の上級庁として県の、都道府県に介護保険審査会という部署が設置をされますので、そういった場合は上級庁がある場合は、審査請求という文言をしておりました。そこで、2種類の文言があるので、それはわかりにくいということで、審査請求に一元化したということになります。

問（15） 内容的には、ほぼこれ同じと捉えていいでしょうか。不服申立てとそれから、異議申立てと、それから審査請求という言葉。

答（行政） 内容的には、同じと御理解いただければと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
委員長 質疑を行います。

問（2） では質問させていただきます。今回、審理員制度、審理員による審

理手続が新たに設けられ、審理委員には管理職を指名するとありましたが、どのような体制を想定しているのか、お伺いいたします。

答（行政） 審理員は審理手続として処分を受けた者、処分を行った職員の双方から話を聞き、自分の意見を審理員意見書にまとめ、行政処分を行った市長などに提出する必要があるため、弁護士など外部の有識者を非常勤職員として任用した上で、審理員に指名する方法といったものも認められてはございます。本市におきましては、高度な判断を自ら行うことができる管理職級の職員の中から、審査請求の事案ごとに、その案件に応じて経験のある1名を、指名するという事を考えてございます。また審理員のほか、審理員の補助者として、審理員の部下及び総務部の職員に、提出書類等の整理、保管、文書の発送など、その事務の一部を補助させるということも、合わせて考えてございます。よろしくお伺いいたします。

委員長 ほかに。

問（13） 今のその審理員とか審査会の話なんですけども、これは行政処分の不服審査ということなんですけども、要は市長に対する不服があるよというものに対しての審理を、職員がやるっていうのはどうなんでしょうか。その意味合いがよくわからないんですけども、先ほどの答弁で、弁護士さん等に任命することもできるというお話もあったんですけども、基本的に市長に文句を言っているわけですね。それに対して、その諮問をする機関であって、その委員が職員というのは、ちょっと腑に落ちないような感じもするんで、そこを少し御答弁いただければと思いますけど。

答（行政 主幹） 審理員については管理職級であると、審理員については、これは市長の補助職員でありますけれども、任務を行う上では独立、中立で、公正に審理を行っていくと。それで、審理員が行った審理結果については、そこで第三者機関であります行政不服審査会に、ここで再度かけてきますので、その部分で公正性は担保されると考えております。

問（13） 結局、市長が指名をして、意見書を市長側に審理員から出てきて、それをもって審査会に諮問をするという流れからすると、わかりやすくいうと、結局こういう状況にあるんですよとか、こういう事情ですよっていうことを、事務手続上一番わかっている職員の方にやっていただくことによって、よりス

ムーズな審査が可能になる、というような考え方でよろしいのでしょうか。

答（行政） はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（15） 今のこれ、審査会から諮問されて答申を、市長が最終的には裁決が出るんですけども、この裁決に対しまして不服がある場合は、これ改めて、これはまた請求できるのか、それともまた要するにこれ裁判なるのか、その点をお願いいたします。

答（行政） 再審査請求というのがございますので、また再度という形になるかと思えます。

問（15） これは解釈的には2度までですか、これはやっぱり。

答（行政） 確か、回数には定めがなかったと思うんですけども、申しわけないです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（９） 今回の提案理由の中で、借上公共賃貸住宅パークビレッジを廃止ということなんですけど、これは平成７年ですかに着工して、今回廃止ということになるんですけど、現在の入居者というんですか、入居率というんですか、そういうもんがわかれば、お願いいたします。

答（市民生活） 現在が１０戸あるわけですが、２戸入居してございます。

問（９） ありがとうございます。これは、これで今年度廃止ということなんですけども、この議案の中にはないんですけど、参考までにあと２つ資料としてあるもんですから、ビラ湯山、それからハイツセブン、これは来年度ですか、廃止ということになるんですけど、これについても同じく今の入居状況をお願いします。

答（市民生活） ビラ湯山で現在２戸。１０戸中２戸入居されてございまして、あとハイツセブンでは１０戸中６戸、入居されてございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第４号の質疑を打ち切ります。

（５）議案第５号 高浜市職員定数条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑がないようですので、議案第５号の質疑を打ち切ります。

（６）議案第６号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（９） 今回、３つの条例の一部改正ということですが、愛知県の、この改正時期を受けて実施されているようですが、ほかの市町村はどのようになっているか、お願いいたします。

答（都市整備） 他の市町村の状況でございますが、愛知県より昨年１２月上旬に、改正の趣旨の通知がございまして、県内の大半の自治体、市町村では、条例改正に向けて対応するという回答があったということを聞いております。ちなみに近隣市の状況を申し上げますと、碧海５市につきましては、平成２８年３月議会、本時期の議会、そちらに上程されております。

問（９） ５市が同時に改正ということですが、資料をちょっと見ると、新旧対照を見ると、大半の占用料の単価が下がっているようですが、歳入への影響と、平成２８年度当初予算はどのようになっているか、お願いいたします。

答（都市整備） 御質問いただきました、変更後の占用料の単価減についての影響でございますが、道路占用等につきましては今年度、恐らく、この変更した金額によりまして５６万円ほどの減額となります。続いて水路占用料につきましては、影響はなく、公園の占用料は約５００円程度ということになります。続いて平成２８年度の当初予算については、反映はしておりません。なぜかといいますと、年度途中の占用物件、ガスやＮＴＴ、中電さんなどの変更、更新等がございますので、そちらを踏まえて条例改正後の収入減については、見込んでおられないというのが現状でございます。

問（９） ありがとうございます。もう一つ、これ国の管理する道路において占用料金の改正がされるもので、また、県の改正に合わせてという説明ですけど、地価水準等によって変更がされていると思いますが、この変更に対する考え方は、どのようになっているかお願いいたします。

答（都市整備） 御質問いただきました道路占用料の基本的な考え方は、国の動向がございまして、こちら国土交通省の道路占用料制定に関する調査検討会報告書、平成１９年３月ですが、そちらにより占用料の改正時期については、３年ごとに改正を検討することが妥当である、との提言がなされたことを受け、国は平成２０年４月、平成２３年４月、平成２６年４月と、見直しを進めてきてお

ります。この国の動向を受けて愛知県も、経済変動等の要因により道路占用の額を見直してきておりまして、今回は平成 28 年 4 月の時期に合わせてということで、対応しております。お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 6 号の質疑を打ち切ります。

《陳 情》

(7) 陳情第 2 号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(9) 一応、反対ということで、ちょっと意見を述べさせていただきます。これ、国は 2015 年の税制改革で会計検査院の指摘を受け、国外の扶養親族の確認が厳密化されております。それで扶養認定については、十分な確認資料を義務づけておりますので、これ以上の透明化と、さらなる改善を求める意見書には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(15) 今、話がありましたけどもこうした事実は、既に会計検査院も指摘しており、政府の税制会議も既にこの是正に取り組んでおります。また陳情にありましたように、さらなる改善を求めるとありますけども、今後の税制会議の取り組みを注視していきたいと、こう思っておりますので、この陳情には反対をさせていただきます。以上です。

委員長 ほかに。

意(6) 今の 2 件と同じで、国も対応はしておりますので、今後の推移を見極めたいということで、私も反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(5) 私も、国が今、改善策を練って行って、そういう状況でございます

ので、この陳情については反対でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情

委員長 意見を求めます。

意(10) 私は、賛成の立場で意見を言わせていただきます。一つ目の観光施設、文化施設等の公共施設において、三州瓦、いぶし瓦の利用促進では、2020年の東京オリンピックの開催に向け、インバウンド消費につなげる国の成長戦略としての、重要課題としての位置づけは、和という日本らしさの良さを海外の方にも知っていただく絶好の機会ととらえ、和風建築物を観光客の集まるターミナル施設や国際空港などの玄関口に、いぶし瓦を利用することでクールジャパンを体験してもらい、瓦の素晴らしさを多くの方に感じてもらえる機会を提供していただきたい。特にオリンピックの開催会場である国際競技場に、耐火性の高いいぶし瓦を使用していただくと、大きなPRにつながると考えます。二つ目の住宅商業施設等への三州瓦、いぶし瓦の利用促進につきましては、瓦は地震に弱いというイメージの払拭が最優先PR事項であり、国の力を借りることは消費者への有効な手段であり、地場産業の発展と、地震に強い工法であるガイドライン工法を軸に、三州瓦の安全性をPRしていただき、三州瓦、いぶし瓦のブランド力強化の、後ろ盾となっただくことが必要不可欠と考えます。三つ目の愛知県内、瓦屋根工事店での施工促進では、県内に数多く存在する文化的、歴史的価値を持つ和風建築物を今後も維持し、後の世代まで継承していくためには、三州瓦の製造と同様に、瓦屋根工事店での施工が必要となります。日本の伝統文化を継承するために、国の公共工事にかかる瓦屋根工事においては、愛知県内の瓦屋根工事店での、施工を促進してもらいたい。これ

らのことから、賛成とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（15） 地域産業である瓦産業が活性化することは、本市の経済の活性化につながり、さらには本市の発展にもつながってまいります。また瓦産業の活性化は、日本文化伝統の発展にもつながっていくと思っております。よって、本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私も、この陳情には賛成の立場で意見を述べさせていただきます。地場産業の三州瓦は、高浜市にとっても非常に貴重な財源ですので、これをPRすることによって高浜市の発展にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ、この陳情には賛成をいたしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（5） 地場産業である三州いぶし瓦について、活性化を図るため陳情第5号を国に陳情することは、賛成でございます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

（9）陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情

委員長 意見を求めます。

意（2） 陳情6号、三州いぶし瓦利用促進支援陳情書については、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。全部で3項目ありますが、1項目目の観光施設、文化施設等の公共施設においては、三州瓦、いぶし瓦の利用促進という項目についてですが、2020年の東京オリンピックの開催は、和、これは平和の和ですが、和という日本らしさの良さを海外の方に知っていただく、絶好の機会となります。その代表格として、和風建築物を多くの観光客の集まる施

設に活用するという点は、十分に理解できます。そのため、和風建築物に三州瓦、すなわちいぶし瓦を多用することは、オリンピック終了後においても、愛知県の財産として残るということとなります。日本の伝統を守る後押しにもつながるため、賛成でお願いしたいと思います。2番目の住宅商業施設等への三州瓦、いぶし瓦の利用の支援。及び3番目の、愛知県内瓦屋根工事店での施工促進については、先ほど陳情5号で意見を述べられました杉浦敏和委員の内容と同じなので割愛させていただきますが、あくまでも賛成ということでお願いします。

委員長 ほかに。

意(15) この陳情6号におきましても、陳情5号と同じような理由をもちまして、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意(6) 私も、この陳情には賛成とさせていただきます。理由は、先ほどの陳情5号と同じでございます。

委員長 ほかに。

意(5) 地場産業である三州いぶし瓦について活性化を図るため、陳情第6号を県に陳情することは、賛成でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了します。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第5号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第6号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (7) 陳情第2号 外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情

挙手なしにより不採択

- (8) 陳情第5号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情

挙手全員により採択

- (9) 陳情第6号 三州いぶし瓦利用促進支援陳情

挙手全員により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前 10 時 35 分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長